

第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画の概要図

基本理念

すべての高齢者が、安心して、いきいきと、自分らしく暮らせる、地域でともに支え合う「ふくしま」の実現

■根拠法令

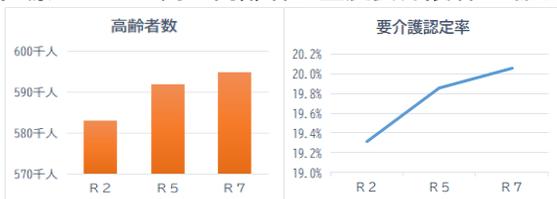
県高齢者福祉計画… … 老人福祉法第20条の9第1項
県介護保険事業支援計画… 介護保険法第118条第1項
※一体のものとして作成

■計画期間 令和3年度から5年度の3年間

■計画策定の背景

○高齢者の現状と高齢化の進展

- ・ 高齢者数
583千人（R2）⇒592千人（R5）⇒595千人（R7）
- ・ 高齢化率
31.8%（R2）⇒34.2%（R5）⇒35.3%（R7）
※R5、R7は、人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」
- ・ 第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定率
19.3%（R2）⇒19.9%（R5）⇒20.1%（R7）
- ・ 認知症高齢者数
100千人（R2）⇒110千人（R7）
- ・ 医療ニーズの高い高齢者や重度要介護者の増加



○高齢者を取り巻く情勢の変化

- ・ 自然災害の増加や新型コロナウイルスの拡大等
- ・ 東日本大震災や原発事故の影響等

■計画策定体制

計画策定に当たっては、広く関係者や県民の意見を反映したものとすため、高齢者福祉施策推進会議を開催しました。また、この計画における介護給付等対象サービスの見込量や施設整備量の設定に当たっては、高齢者福祉圏域ごとに連絡会議を開催し、市町村における数値をもとに、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、広域的な調整を図りました。

■目指すべき社会の姿

- すべての県民が、健康で生きがいを持ち、心豊かに暮らせる長寿社会づくりを目指します。
- すべての県民が、自らの希望と選択に基づき、必要な介護サービスを適切かつ総合的に利用できる体制づくりを目指します。
- すべての県民が、家庭や身近な地域の中で支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる、ともに生きる地域社会づくりを目指します。

主な施策の方向

第1章 地域包括ケアシステムの深化と推進

- 地域包括ケアシステムを推進していくため、地域の課題を分析し、高齢者が自立した生活を送るための取組を進める保険者（市町村）を支援します。
- 地域包括ケアシステムの深化と推進を図るため、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護連携、高齢者に配慮した住まいの確保等の施策を推進します。

第2章 認知症施策の推進

- 認知症の「予防」と「共生」の観点から、認知症の人と関わる専門職の対応力の向上や体制等の整備、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるための施策を推進します。

第4章 介護サービス基盤の整備

- 介護を必要とする高齢者が、安心して質の高いサービスを利用することができるよう、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの計画的な整備を促進します。
- 介護保険制度の円滑な運営に資するため、「福島県介護給付適正化計画」に基づき、制度の運営主体である市町村が主体的に給付適正化事業に取り組めるよう支援します。
- 利用者に対する介護サービス情報の公表や相談・苦情解決体制などを充実させるとともに、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上を図ります。

第3章 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

- 高齢者が要介護又は要支援になることを防止し健康でいきいきとした生活ができるよう健康づくり運動を推進します。
- 多様な生涯学習活動や文化活動ができる環境づくりを推進するとともに、高齢者が長年培った豊かな知識・経験・技術等を生かした、地域の社会活動への参加や就業機会の確保を図ります。

第5章 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が地域において安全で快適に暮らせるよう、交通事故、防犯さらには消費者被害の防止等に対する意識啓発や相談体制の整備など、安全な暮らしの確保を図ります。
- 台風などの災害や感染症等から高齢者を守り、介護サービス等の提供を継続できるよう体制整備を図ります。
- 東日本大震災と原子力災害により被災した高齢者への介護サービスの提供や見守り等の支援、震災により被災した高齢者施設の復旧、事業再開への支援など震災からの復興に向けた取組を推進します。